(b)　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員１社は、(a)又は以下の施工実績を有すること。

・堤高30m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績

(c)　特定建設工事共同企業体の上記２社(a)、(b)以外の構成員（構成員が３社の場合に限る。）は、(a)又は(b)又は以下のいずれかの施工実績を有すること。

・コンクリートダム本体工事又はコンクリート砂防堰堤工事の施工実績

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７(1)１）の認定（７(1)１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７(1)１）の認定を受けていない構成員が７(1)１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、７(1)１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７(1)１）の認定を受けていないとき並びに当該認定を受けたものの認定の際に算定した経営事項評価点数が７(1)２）の条件に満たないとき又は７(1)１）の一般競争参加資格がないとの認定（７(1)１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７(1)１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「令和７―11年度　山鳥坂ダム本体建設（第１期）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年６月10日

厚生労働省年金局事業企画課システム室長　保坂　拓夫

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

(1)　品目分類番号　71、27

(2)　調達等物品及び数量　年金給付システムの最適化に係る第三者評価業務　一式

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和７年６月30日午後５時00分（郵送の場合は必着のこと。）

ただし、令和７年７月31日までを意見招請期間として、参加のあった者に対してヒアリング等を行う場合があるので協力すること。

(2)　提出先　〒168―8505 東京都杉並区高井戸西３－５－24　日本年金機構本部内　厚生労働省年金局事業企画課システム室　井下　紘登、野口　栄治、直江　基世、猪野　陽介、長尾　健聖　電話03―5344―1100　内4724

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和７年６月10日から令和７年６月30日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　Summary

(1)　Classification of the products to be procured : 71, 27

(2)　Nature and quantity of the services to be required : Duties to third-party assessment of the system optimization about the Benefit Payment System 1 set

(3)　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 pm, June 30, 2025

(4)　Contact point for the notice : Inoshita Hiroto, Noguchi Eiji, Naoe Motoyo, Ino Yousuke, Nagao Takeru, System Office, Pension Service Planning Division, Pension Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, c／o Japan Pension Service headquarters, 3―5―24, Takaidonishi, Suginami-ku, Tokyo, Japan, 168―8505 TEL : 03―5344―1100 ext. 4724

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年６月10日

水産庁長官　森　　健

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13

１　調達内容

(1)　品目分類番号　77

(2)　購入等特定役務及び数量　船舶（開洋丸）第２種中間検査及び一般修繕　一式

２　意見の提出方法

(1)　意見の提出期限　令和７年７月１日午後５時（郵送の場合は必着のこと。）

(2)　提出先　〒100―8907 東京都千代田区霞が関１－２－１　水産庁漁政部漁政課船舶管理室　枚町貴美子　電話03―3501―9562

３　仕様書案の交付

(1)　交付期間　令和７年６月10日から令和７年６月30日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。

４　Summary

(1)　Classification of the services to be procured : 77

(2)　Nature and quantity of the services to be required : Ship (KAIYO-MARU) Intermediate inspection No. 2 and Repair services 1 set

(3)　Time limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. . 1 July, 2025

(4)　Contact point for the notice : SUGIMACHI Kimiko Office of Vessels Management, Fisheries Policy Planning Department, Fisheries Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8907 Japan. TEL 03―3501―9562

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和７年６月10日

国立水俣病総合研究センター総務課長　寺井　仁史

◎調達機関番号　021　◎所在地番号　43

○第１号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　購入等物品及び数量　脳磁計システム　一式